

入札説明書

1 入札に付する事項

一般競争入札公告の 1 に示すとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札公告の 2 に示すとおり。

3 現場説明会 実施しない。

4 本調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

一般競争入札公告の 4 (3) 及び 11 に示すとおり。

5 入札の日時及び場所

一般競争入札公告の 6 に示すとおり。

6 本件入札に対する質問及び回答

(1) 提出期間

令和 8 年 9 月 11 日（金曜日）から同年 9 月 29 日（火曜日）午後 5 時まで

(2) 提出方法

一般競争入札公告の 4 (3) に示すところへ、メール送付により、質問書（別紙様式 4）を提出すること。件名は「一般競争入札（自動ケルダール蒸留滴定装置一式売買契約）の質問書」とすること。

(3) 回答方法

質問は随時回答し、回答日から令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）までの期間、沖縄県ホームページ（ページ番号 1 0 4 1 3 8 2）に掲載する。

7 入札参加資格確認申請書の提出等

本調達契約の入札参加希望者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下、「資格確認書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 資格確認書類の提出期間

令和 8 年 9 月 11 日（金曜日）から同年 9 月 25 日（金曜日）の期間内の各日午前 9 時から午後 5 時までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 資格確認書類の提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、同期間内に必着。

(3) 資格確認書類の提出場所

一般競争入札公告の 4 (3) に示すところへ提出する。

(4) 資格確認書類の作成 提出書類は、次に掲げる書類等を各 1 部とする。

ア 申請書等提出確認書

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）

ウ 仕様適合確認書（別紙様式 2）及びメーカーが発行するカタログ等の写し

エ 沖縄県物品管理課から通知された審査結果通知書の写し

オ 応札する物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であることを説明する資料

カ 国又は地方公共団体と過去 5 年間に規模をほぼ同じくする契約実績を有していることを確認するための実務実績証明書（別紙様式 3）及びその内容を証する書類（契約書の写し）

キ 申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（切手（定型郵便物 110 円＋簡易書留 350 円）を貼付した長形 3 号封筒）

(5) 提出された資格確認書類は、返却しない。

(6) 競争入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格確認結果通知書により申請者あて通知する。

8 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札者決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出方法

一般競争入札公告の 6 (2) に示すところへ直接持参すること。

(3) その他

入札の際に 7 (6) に掲げる一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

9 入札及び開札の立会い等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

10 入札保証金に関する事項

一般競争入札公告の 8 に示すとおり。

11 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合

合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

- (2) 無効の入札

一般競争入札公告の 9 に示すとおり。「沖縄県土木建築部競争入札心得」は以下の URL を参照すること。

【沖縄県土木建築部契約関係例規集】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html>

- (3) 最低制限価格の有無

一般競争入札公告の 13(1)に示すとおり。

- (4) 落札者の決定方法

一般競争入札公告の 10 に示すとおり。

- (5) 再度入札等

ア 落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は 2 回までとする。

イ 12(2)における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。ただし、「沖縄県土木建築部競争入札心得」第 5 条第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除く。

ウ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定に基づき、最低価格の入札をした者と随意契約ができるものとする。

- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札心得、入札説明書及び仕様書を熟読し、これらを遵守すること。